

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	アジア拠点化のための税制措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） わが国の持続的成長を実現するべく、グローバル企業の高付加価値拠点を日本国内に呼び込むため、法的枠組みの下で認定を受けた企業に対して、法人税負担の減少等のインセンティブを付与する。</p> <p>・ 特例措置の内容 わが国の持続的成長を実現するべく、グローバル企業の高付加価値拠点を日本国内に呼び込むため、法的枠組みの下で認定を受けた企業に対して、法人税負担の減少等の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割り）、法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号		
減収見込額	[初年度] - (▲644) [平年度] - (▲644) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 グローバル企業が日本国内で事業展開を行うにあたっては、税を中心としたビジネスコストの高さが阻害要因となっている。日本で新たな事業を行うグローバル企業を法的枠組み(※)の下で認定し、大胆な税制インセンティブを付与することにより、研究開発拠点やアジア本社といった高付加価値拠点の国内集積、高度外国人材の呼び込み、国内雇用創出等を図る。</p> <p>(※) 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法</p> <p>(2) 施策の必要性 アジア新興国の経済成長に伴う我が国市場の相対的な縮小、アジア新興国の外国企業誘致支援策の強化により、日本からグローバル企業の撤退が相次いでおり、我が国の対内直接投資残高は伸び悩んでいる。このような中で、整備された知的財産制度や研究開発の環境等、日本の強みを生かし、高付加価値を創出する研究開発機能や統括機能を有した拠点の立地を促進することが重要。そのためには、諸外国に遜色ない大胆な税制の支援措置を整備することが不可欠。 日本再興戦略においても、2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増する目標が掲げられており、対内直接投資の活性化策として、「グローバル企業向けの支援措置の整備等」が盛り込まれているところ。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 2. 対外経済政策
	政策の達成目標	グローバル企業の高付加価値機能を有する拠点の国内立地の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	海外企業の高付加価値機能を有する拠点の立地の増加（年間30件程度）
	政策目標の達成状況	0件
有効性	要望の措置の適用見込み	年間30件程度の高付加価値拠点の増加を見込む。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本への企業の立地判断に業種横断的に影響を及ぼすと指摘されている税を含むビジネスコストについて、韓国、シンガポールが20%前後の法人税率に加え、戦略分野にさらなる優遇税制を設けている中、日本への高付加価値拠点の立地を促進するためには、それらに比肩する大胆な税制インセンティブが必要。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（20億円）」により、法的枠組みに基づく認定企業のうち、特に日本経済に与える影響が大きいと認められる高付加価値拠点の国内立地を支援するために、企業に補助金を交付。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	補助金は単年度措置であるため、ビジネスを始めるにあたって、短期的なインセンティブとなり得ても、安定的なビジネス展開を行う意思がある企業にとっては、中長期的な優遇が保証されている税制の措置が効果的。また、補助金は、拠点立地に係る初期投資に対する措置として有効であり、法人税負担減少を中心とした税制措置は、継続的に収益が上がる段階に対して有効。
	要望の措置の妥当性	グローバル企業の重要拠点が他のアジア諸国に流出している要因である「日本は税コストが高い」という認識を変える必要があり、税制優遇措置は必須。また、韓国、シンガポール等アジア諸国をはじめとする諸外国では、税制優遇と補助金を併用して企業誘致を図っており、日本もこれらに比肩するインセンティブを講じるため施策の集中投下を図る必要。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>0件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>企業の立地判断に業種横断的に影響を及ぼすと指摘されている税を含むビジネスコストについて、韓国、シンガポールは20%前後の法人税率に加え、戦略分野にさらなる優遇税制を設けている。このような状況の中、日本への高付加価値拠点の立地を促進するためには、それらに比肩する大胆な税制インセンティブが必要。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>海外企業の高付加価値機能を有する拠点の立地の増加（年間30件程度）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本税制を盛り込んだ租税特別措置法は平成23年6月に成立済みであったが、税制措置を受けられるために法人を認定する法律（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法）の成立が遅れ、法律の施行が平成24年11月となった。そのため、法律施行後の期間が短く、また、企業が投資計画を検討するには一定の期間を要することから、現時点では法律に基づく企業の認定まで至っていないものと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度税制改正要望（法人税、所得税）</p>
<p>ページ</p>	